

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

オンライン研修開催要領

2020年11月22日制定

1. 定義

この要領に定める「オンライン研修」（以下、「研修」という）とは、生涯研修制度運営細則に基づき、ライブ配信やオンデマンド配信等により、生涯研修制度における研修の一部または全プログラムを、オンラインツールを用いて開催する研修形態をいう。

2. プログラム

- 1) 研修センターが認めた場合を除き、生涯研修制度運営細則第2条に準じ、講義と演習を組み合わせたプログラムを原則実施する。
- 2) プログラムの実施にあたっては、以下に留意する。
 - (1) 生涯研修制度におけるシラバスに則った研修は、同一の内容で実施すること。
 - (2) 受講者の本人確認および、実際に視聴していることを確認するため、適宜出欠確認を行うこと。
 - (3) 演習は、1グループあたりの受講者数を6人程度とすること。
 - (4) 演習は、各グループが円滑に進行できるよう、グループリーダー等を配置するように努めること。

3. 開催環境

主催者側の通信環境については、以下に留意する。

- (1) 無線やWi-Fiによるインターネット接続ではなく、より通信環境が安定する有線LANを活用すること。
- (2) 受講者の定員は、運営に支障のない人数で設定すること。
- (3) 受講者の責に帰さないトラブルにより研修中断または継続不可能となることのないように十分な準備を行うこと。

4. 講師への留意事項

- 1) 講師は、講義のための資料を作成するにあたって、他人の著作物（書籍、論文、DVD等の媒体）の内容を利用する場合、以下に留意する。
 - (1) 著作物に著作権が存在しない、または放棄されたことの明記等がない場合は、著作権者へ確認すること。
 - (2) 著作権のある著作物を利用する場合は、原則として著作権者の同意が必要となること。ただし、次の条件の下での引用は可能となるため、条件を満たしているかは著作権者へ確認すること。
 - ①他人の著作物を引用する必然性があること
 - ②かぎ括弧をつける等、自身の著作物と引用部分が明確に区別されていること
 - ③自身の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自身の著作物が主体）
 - ④出所の明示がなされていること
- 2) 講師等は、受講者がオンライン接続していることのみをもって研修を修了したとみなすことのないよう、積極的な参加を促すこと。

5. 受講者の同意事項

受講を希望する者は、申込を行った時点をもって以下の諸事項に同意したものとみなす。

- 1) 本協会が発行した受講に必要な情報（ID、パスワード、URL 等）を第三者に漏洩・譲渡等して、受講の権利を第三者に譲渡・使用等させないことの承諾
- 2) 研修コンテンツの一部または全部に対し、受講目的以外に利用（複製・転載・改変・編集・再配布・譲渡・撮影・録音・配信などを含む）しないことの承諾
- 3) 本協会または他の受講者を含む第三者の名誉・信用・著作権などの知的財産権、肖像権、プライバシーなどを侵害しないことの承諾
- 4) 受講に伴う一切の違法行為、嫌がらせ（SNS や各種ホームページサイト上で本協会・受講者・講師などへの誹謗中傷や嫌がらせの書き込みなども含む）、なりすまし等の不良行為の他、公序良俗に反する行為をせず、講義や運営を妨げないことの承諾
- 5) 研修中に個人情報を取り扱う場合は細心の注意を払い、受講者間でのレポート等の個人情報を含むデータファイルの送受信は行わないことの承諾
- 6) 研修中は、オンライン上に自身の顔が表示される場合があることの承諾
- 7) 受講者は自己の費用と責任で研修を受講するために必要となるハードウェア、ソフトウェアその他の設備を用意することの承諾
- 8) 研修の品質向上のため、本協会による研修（チャットの内容も含む）の録音・録画を行うことの承諾
- 9) 研修中に本協会事由による予期せぬ支障（中断、停止、終了、利用不能、障害、データの削除・消失等）が発生した場合、本協会が受講者に生じた損害について本協会が賠償責任を一切負わないことの承諾
- 10) 研修中に受講者のインターネット回線の状況、パソコン環境、その他の理由により、予期せぬ支障（中断、停止、終了、利用不能、障害、データの削除・消失等）が発生した場合、本協会が受講者に生じた損害責任を一切負わないことの承諾
- 11) 本協会は、以下のいずれかに該当する場合、受講者に事前に通知することなく、研修の一部または全部の停止または中断をすることができる旨のご承諾
 - ①天変地異または第三者の行為により研修開催が困難な状況に陥った場合
 - ②研修の提供に必要な装置・通信回線等が、不通・不良による事故等で使用不能となった場合
 - ③その他、やむを得ない事由により、本協会が停止または中断の必要があると判断した場合

6. 受講要件

生涯研修制度における研修ごとに別に定める受講要件に加え、以下の受講要件を設定する。

- 1) 本協会が指定するオンラインツールで滞りなく受講できること
- 2) カメラ、マイク機能が備わったパソコンまたはタブレット端末で受講できること
- 3) メールアドレスを取得しているパソコンまたはタブレット端末で受講できること
- 4) 自身の氏名（フルネーム）および個人メールアドレスを用意して受講できること
- 5) 安定したネットワーク環境を用意した上で受講できること
- 6) 前項「5. 受講者の同意事項」のすべてに同意すること

7. 修了要件

生涯研修制度運営細則第 11 条に定める修了要件をもって修了とする。なお、以下の場合は修了を認めない場合がある。

- 1) 受講中の長時間の離席、聞き流し、居眠り、受講確認ができない場合等が発覚した場合
- 2) 受講者の責に帰すべきトラブル等により受講継続できなくなった場合

8. 適用

本協会が第三者（都道府県精神保健福祉士協会、外部事業者等）の協力を得て開催する研修事業についても、この要領を準用し、第三者との契約で明示することとする。

9. 準用

この要領に定めのない規定は、生涯研修制度運営細則に準ずる。

10. 改廃

この要領の改正は、研修センター長の決議により行い、改正内容は理事会に報告しなければならない。また、この要領の廃止は、理事会の議決を経なければならない。

11. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決により別に定める。

附則

1 この要領は、2020年11月22日から施行する。

附則

1 この要領は、2022年2月19日から施行する。